

### 痴呆性老人相談会のお知らせ

誰でも年をとると「物忘れ」が頻繁になってきますが、日常生活に困ることはありません。しかし、「痴呆」になると自分のいる場所や家族、日時がわからなくなったり、人格が変わってしまう等、周囲の介助が必要になってきます。

痴呆そのものを治すことは今のところできませんが、薬や周囲の応対によって、症状が安定したり、進行をくい止めることもできます。

日時 5月24日(金)

午後1時30分～3時30分  
※平成8年度保健計画表には5月17日となっておりますが、都合により24日に変更になりましたのでご了承ください。

会場 役場 集団検診室  
対象 痴呆症状のあるお年寄りのご家族

内容 お年寄りの痴呆症状に対する治療や対応について

担当・森平淳子先生(精神科医)・保健婦

申込み 5月22日(水)までに保健福祉課 保健婦へご連絡ください。(電話381-3111内線31・32番)

### 自動車税の減免について

障害のあるかたは、自動車税の減免が受けられます。

身体障害者であるため、日常生活を営むうえで歩行することが困難な方が、自ら使用(運転)する車の自動車税について、減免を受けることができます。

また、身体に障害のある方が、若しくは精神に障害のある方が、通院や通学などのために本人と生計を一にする方(家族)の運転する車の自動車税について、減免を受けることができます。

① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等の交付を受けていること  
(障害区分、級別の一定の条件があります。)

② 本人の所有(使用)する自動車であること(ただし、身体障害者が十八歳未満のとき、または精神障害者にあつては、家族の所有(使用)する自動車でも構いません。)

③ もっぱら障害者本人の通院、通学、通所もしくは生業のために使用される自動車であること(本人自ら運転するときには、使用目的を問いません。)

なお、自動車検査証の用途欄に事業用と記載されている自動車は、減免を受けられません。

減免を受けるときは  
自動車税の納期限前七日(毎年五月三十一日が納期限のときは五月二十四日)までに

減免申請書  
運転免許証  
身体障害者手帳、療育手帳等  
その他の証明書

等の提出(提示)が必要ですが、あらかじめ自動車税、自動車取得税については新津財務事務所へ、軽自動車税については役場税務課へおたずねください。

### 社会体育推進補助員募集のお知らせ

人員 一名(普通免許取得者)

賃金 日額 六千円

採用期間 平成八年六月一日～平成九年三月三十一日まで

申込メチ 五月二十日午後五時

申込書類 履歴書(自販のもの)で写真貼付のこと

申込・問合せ先

小須戸町教育委員会

☎381-3111(内線66・67番)

※採用可否は本人宛通知

### 国民年金には保険料の免除制度があります

経済的な理由で保険料の納付が困難なとき、申請により保険料の納付が免除される「申請免除」の制度があります。

・市町村民税が賦課されていない。

・火災、風水害等により損害を受けた。

・失業等により収入がない、少ない。

・その他、保険料の納付が困難である。

このような場合に、「申請免除」の申請をしてください。

### 免除申請は年度毎に必要です

除」の申請をしてください。なお、免除を受けた期間の年金額は三分の一に減額されますが、十年以内であれば追納できます。ゆとりができたときは、早めに保険料を追納するようにしましょう。

免除申請は、国民年金の学生免除や一般免除の期間は年度を越えてはできません。昨年度免除を受けた方で、今年度も免除を受けたい方は、住民係へ申請してください。

### ガス・水道メーター検針期間中のお願い

日頃、ガス・水道事業について格別なるご理解、ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

ガス・水道メーターの検針を毎月「一日より五日頃」の間で行っておりますが、水道メーターボックスの上に鉢物又は物品などを置いてあるご家庭が見受けられます。

### 5月は赤十字運動月間です

日本赤十字社は、災害救援、国際救援、地域医療、血液事業など、みなさまからご協力いただいております。活動資金(社費)とい、年額五〇〇円以上)によって実施しております。

五月の赤十字運動月間は、事業活動を理解していただき、ご協力をお願いする運動です。

今月中に嘱託員の方が社費の納入にうかがいますので、よろしくお願いたします。

### 毎月10日は交通安全家庭の日

5月の標語  
交通安全家庭の日  
ゆつたりハートにしっかりベルト

### 健康相談

#### 母子手帳発行日のお知らせ

妊婦及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。

日時 5月13日(月)・20日(月)  
午前9時～11時30分  
午後1時～4時30分  
会場 役場保健センター

※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。(印鑑を持参してください。)

### 補聴器巡回相談

#### 〈実施者〉

専門の補聴器相談員が、無料でご相談に応じます。お気軽においでください。

#### ◆新潟リオン

●時間 午後1時～1時30分まで

●相談日 5月13日(月)・20日(月)・27日(月)

#### ▼キコエ補聴器

●時間 午後3時30分～4時まで

●相談日 5月1日(水)・15日(水)

〈会場〉いずれも、役場保健センターロビー

### 心配ごと相談

場所 老人福祉センター  
時間 午後1時～3時30分  
5月の相談日

7日(火) 吉田 吉平・斉藤 一策  
14日(火) 木村敬三郎・佐藤二三雄  
21日(火) 成田 ノリ・五十嵐 節  
28日(火) 本望 清策・荒木 幸平

※相談は無料、秘密厳守。

### 無料法律相談

#### 献血にご協力を

相談日 5月22日(水)  
午前9時30分～12時まで  
会場 役場保健指導室(二階)  
相談員 古川 兵衛 弁護士  
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(381-3111番内線37番)でお願いたします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

#### 行政サービス推進月間

### 5月はさわやか行政サービス推進月間です

皆さんの声を聞きながら行政サービスの改善を進めています。政府では、「さわやか行政サービス運動」を実施しています。この運動は、「行政サービスの原則を「分かりやすい」「迅速」「清潔」「丁寧」「安全」等と定め、国の行政機関等のほか、地方公共団体にも協力を求め、窓口や公共施設における行政サービスの向上を、皆さんの声を聞きながら点検し、改善を進めるものです。この運動を推進するため、5月を「さわやか行政サービス推進月間」として行います。

行政相談委員、行政監察事務所は、皆さんからのご意見・ご要望を受け付けております。どうぞお気軽にお申し出ください。

行政相談日 5月10日(金)午前9時より11時まで  
役場二階研修室  
行政相談員 伊藤 正人